



No. 410

11月

1部 200円 年間 2200円(共)

郵便振替 00980-3-100681

草根おどろ

発行 日本消費者連盟関西グループ

大阪府柏原市旭ヶ丘 3-13-5 筒井カ

〒582-0026 TEL 072-977-7620

も	原子力防災見直しの問題点	1-3	住民自治をめざして④	9
く	関西電力、原発ツアーを断念!	4-5	TPP→「国益」は「国民益」ではない	10-13
じ	主な原発情報	6-8	毎日がちよと(まうり)	14-16
	気になる化学や食等最近情報	8	インフォメーション 16.18/あれこれ	17-18

原子力防災見直しの問題点

末田一秀 (はんげんぱつ新聞編集委員)

定期検査で停止した原発の再稼働では、安全性の確認が条件とされています。耐震設計や老朽化など安全性の問題点はたくさんありますが、防災体制がきちんと見直されるかどうかも焦点の一つです。福島では、仮に原発が停止していても使用済み燃料プールの冷却に失敗すると大事故につながるということが明らかになり、防災体制の再構築は、原発の再稼働の是非にかかわらず必要です。

各地の防災計画は、原子力安全委員会が示している防災指針に基づいており、防災対策を重点的に講ずべき地域 (EPZ) は原発の場合 8~10 キロとされてきました。福島事故では、飯館村など 50 キロ圏まで避難が必要になったことから、安全委員会は、防災指針の見直し作業を EPZ から始めました。原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググループは、11月1日に開いた第7回のWGで「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」を取りまとめ、同月11日の部会に報告して了承されました。

この「考え方」は、防災計画の地域を何キロ圏にするかという問題だけでなく、原子力災害時の避難などを実施するかどうかの意思決定の仕方を、これまでと大きく変えることを提案しています。まず、これまでのやり方は、ERSS というコンピュータシステムで原発事故の進展を予測 何時間後にどれだけの放射能が漏れるかという結果を用いて、SPEEDI というコンピュータシステムで、風下の地域の被曝量を予測 防災指針の避難基準と比較して、避難の要否を判断 というものはずでした。福島事故では、ERSS の結果は官邸に届けられず、SPEEDI の結果も避難の決定には用いられ

ませんでした。いずれにしても、被曝量の予測結果に基づく予測的手法による意思決定は、時間がかかりすぎ、特に予測条件となるデータが事故で直ちに得られない場合は機能しないことが明らかになってしまいました。そこで、「考え方」は、予め決められた判断基準に基づく意思決定を提案しています。

典型的なものは、新たに導入が提案されている「予防的防護措置を準備する区域」(PAZ)です。この区域では、予め決めている「緊急事態を区分するための判断基準」(緊急時活動レベル EAL : Emergency Action Level) に該当した場合は、自動的に避難することになります。例えば、原発が震度 5 以上の地震に襲われた時を EAL とした場合、震度 5 以上であれば原発に問題があるが無かるうがともかく避難するのです。範囲のめやすは概ね 5 キロとされています。PAZ は、2007 年の防災指針見直しの際に導入が見送られたので、私は当時から批判を続けてきましたが、やっと入ることになります。ただ手放しでは喜べません。EAL は、例に挙げた「震度 5 以上」といった分かりやすいものになるとは限りません。「考え方」では、EAL はなぜか原子力事業者が決めるとされています。また、PAZ 内の住民に迅速に通報するシステムの確立が必要です。

「考え方」では、従来の防災対策を重点的に講ずべき地域 (EPZ) に相当する地域は、緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective action Planning Zone) と呼び方を変えて、範囲のめやすは「概ね 30 km」とされています。こちらも環境における計測可能な判断基準 (運用上の介入レベル OIL : Operational Intervention Level) に基づき、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備し、人口分布や社会環境条件 (道路網等) を勘案しながら、必要に応じて段階的な避難を実施することになります。OIL は規制機関が予め設定するとされています。本来、規制機関、すなわち原子力安全・保安院に任せるのではなく、原子力安全委員会が示すべきと考えますが、来年 4 月に両者が統合されて原子力安全庁になることを前提にこのような書き方になっているのでしょう。

従来の EPZ10 キロ圏から UPZ30 キロ圏に拡大されると、対象になる市町村は従来の 3 倍の 135 市町村に増えることになります。県庁所在市でも、水戸市、福井市、京都市、鹿児島市が新たに対象に加わります。人口でみると約 205 万人から約 793 万人に増えると報じられています。これだけの住民を対象に避難計画をたてておかなければならないのです。

さらに問題なのは、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を講じる区域です。自宅内への屋内退避が中心で、必要に応じて安定ヨウ素剤の服用も考慮する必要がある区域とされています。「考え方」では、「住民への情報提供、周知体制の整備、安定ヨウ素剤の備蓄などの計画を予め策定する必要がある。」と明記されているにもかかわらず、防災対策を重点的に充実すべき区域に位置付けられていません。WG 案の段階では「放射性プルーム防護計画区域」(PPZ) とされていたにもかかわらず、「考え方」では「放射性プルーム防護計画地域」(PPA) と改称されて、格下げされてしまいました。：範囲についても、福島事故では「範囲が概ね 50 km に及んだ可能性がある」としたのみで、目安としての範囲は示されていません。

「考え方」では、他にも「防災対策を重点的に充実すべき地域が複数の道府県に跨

るなど広範囲に及ぶことが考えられることから、国等による防災対策の検討、実施、調整等を図ることが必要」と国の関与の強化を求める記述や、「避難区域外の人々が自主的に避難することにより、本来避難すべき人々の避難を妨げることが無いよう対策を採ることが必要」と管理強化を求める記述など、問題の個所が散見されます。再処理工場など他の原子力施設の検討が今後に先送りされている問題と併せて、今年度中に行われる防災指針見直しの中間的取りまとめに向けて監視を強めていきたいと思えます。

放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針

放射性物質汚染対処特措法は、8月末に議員立法により成立した法律で、廃棄物処理や除染について定められています。同法に基づく基本方針の骨子案について10月17日から26日と短い間でパブコメが行われました。意見募集期間は原則1カ月以上取るようになっていますが、来年1月からの法施行に向けて時間がないからと、たった10日間に短縮されたのです。それでも4710通、のべ約15,000件の意見が寄せられました。

私もこれだけは出しておかないといけないと思い、次のとおり意見を提出しました。「住民の被曝線量を実行可能な範囲で可能な限り低く抑えるには、廃棄物処理に伴う被曝を1ミリシーベルトを超えないとするのではなく、安全率を見込み10マイクロシーベルト以下とすべき。理由：1ミリシーベルトは本来の年間許容量であり、現存被曝状態にある今、廃棄物処理に伴う追加的な被曝が許容量と同じであれば、トータルは許容量を大きく上回る可能性が高い。原子力委員会が6月3日に示した考え方はあくまで『当面の考え方』である。」

私と同趣旨の意見は約190件寄せられたそうですが、公表された見解は「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について（平成23年6月3日原子力安全委員会）」において、処理等に伴い周辺住民の受ける線量が1mSv/年を超えないようにすることが示されており、その考え方を踏まえたものとしています。なお、実際の処理に当たっては、周辺住民の被ばく線量が最小限となるよう、処理基準に従って遮へい等の必要な措置を適切に講じてまいります。」というものでした。安全委員会の当面の考え方を踏まえることが間違いとの意見に対して、理由も示さず「その考え方を踏まえたものとしていません」と答えても、何の見解にもなっていません。

まあまあ評価できる見解は、「放射性廃棄物を焼却する場合は、焼却施設の性能を検証・公開し、住民参加の元で方針を決めるべき。（同旨約10件）」という意見に対し、「放射性物質に汚染された廃棄物の処理にあたっては、周辺住民等の関係者のご理解を得ていくことが重要と考えています。」と書かれていることぐらいでしょうか。

基本方針は、「市民」を町民等も含むため「住民」に改めるなどの修正が行われただけで、11月11日に閣議決定されてしまいました。年1ミリシーベルト以上の地域を国の責任で除染するほか、一定レベル以上の濃度の放射能を帯びた廃棄物や下水汚泥なども国が処理することになります。「一定レベル」などの細部の規定は、環境省令で定めることになっていて、またしても11月8日から17日までという短期間のパブコメに案が付されました。